

静岡県告示第315号

静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱第3条第2項第1号及び第2号の規定に基づき別に定める額（平成22年静岡県告示第266号）は、廃止する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

附 則

この告示は、公示の日から施行する。